

平成 29 年度第 1 回津波専門部会の発言要旨

2017/07/12

近年、大阪府は、自助、共助の意識向上に努めておられます。にもかかわらず、前回の津波専門部会の内容について、疑問点を質しても、何も答えてもらえません。一般住民は、何を認識して防災に関わるべきか、わかりません。前回の後で述べる疑問点を審議会として答えてください。また、これらの問題点を何も説明することなく、事務局の作成した答申をそのまま是認することは、審議会の役割を果たしていないと思います。再度、審議し直すべきだと思います。

これに関連して、戸田部会長は、審議中、3大水門の在り方について検討する時は、高潮のことを考慮しておく必要がある旨、発言しておられました。しかし、事務局が用意したと思われる答申文には、高潮のことが何もありません。

前日も発言しましたが、国では、大型台風による水位上昇は、現在使われている水位上昇が1m程度大きくなると試算されています。また、大阪府では、ハザードマップを作成中とのことですが、洪水と異なり高潮は、必ず、大阪港全域で水位上昇が生じます。1mもの水位上昇をとまわなくても3mを超す偏差が生じれば、非論理的に津波被害が想定されているように、大阪市の西半分はすべて浸水被害を受けます。国においては、このような高潮被害を防ぐため、平成28年2月に海岸法を改定し、大阪湾では、過去の被害を勘案し、より安全性を確保することを目標にした防潮施設を整備することとしている。また、平成27年には、気候変動に伴う台風の大型化に対応することが閣議決定されています。

このように台風の大型化に対応した防災対策を確立しなければならない時に、高潮対策で作られた3大水門を津波のみを対象とした検討を行い、人災の可能性などがあるリスクのある防災対策として整備することは、税金の無駄遣いです。

この視点からも、答申は、再検討すべきです。

また、平成29年春に策定された大阪府地域防災計画では、津波災害予防対策の推進に対する住民意見に対し「新たな津波対策についても、河川構造物等審議会において、水門方式だけでなく、防波堤等の減勢施設も含めた検討を行っています。」とあります。住民意見に対し、このような回答を大阪府が行っているにもかかわらず、当審議会では、何も議論されていません。事務局である大阪府は、住民への回答を無視したまま、答申案を作成している。まさに、大阪府は、住民無視の身勝手な行政を行っている証である。審議会の委員

は、このような状況を理解した上での答申をされたのだろうか。再度、この点についても審議会としての意見をお聞きしたい。

前回の検討不足な点は、前回の発言に述べているようにたくさんあります。特に、これらの数値について水理学的な説明ができないものが多くあります。

税金の無駄遣いをしないためにも、検討しておかなければならない2点を述べます。

まず、今回の検討では、対象津波はL1津波となっております。L1津波について、越流する箇所とその近傍の水位特性を明らかにすべきです。昨年、作成された大阪湾海岸沿岸保全計画では、L1津波に対しては、越流しないことになっています。たとえ、越流するとしても、その個所を耐震補強する時に同時に10cm前後嵩上げを行い、その全面近傍を浚渫すれば、L1津波に対して、3大水門を閉鎖する非論理的でリスクのある防災対策を行う必要がありません。

次に、沖の防波堤の効果がなく検討対象から外すとなっておりますが、沖の防波堤法線を最大閉鎖とされていますが、3大水門への減衰効果がもっと発揮される法線は、いくらでもあります。これらの案を事務局に意見しても何も検討されません。大阪市もこれらの案を整備することは不可能であるとは言っていない。このような3大水門への減衰効果が最大となるものを作成し、その防波堤法線を最大閉鎖というのではないのでしょうか。このように住民が疑義に思っていることを審議会ではなぜ検討されないのですか。

これら防災対策を検討する時の基本的な視点だと思います。

冒頭申しましたが、大阪府は、より安全な街づくりには、住民のより多くの自助が必要であるといわれるような防災計画をよく見受けられます。住民に防災意識を高揚させるためにも上記2点を再検討し、答申を撤回し、高潮も考慮した安全性を増す防災計画を作成し、住民の自助意識を高める審議会答申とすべきです。

大阪市 中村様のご意見